

港長公示第 7-42 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 7 年 8 月 4 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖において土砂投入工事が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該工事に従事する船舶、海難を避けようとする船舶、運転の自由を失った船舶、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、令和 7 年 7 月 31 日港長公示第 7-39 号による京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止は、令和 7 年 8 月 4 日 16 時 30 分をもって、これを取消す。

記

1 期 間

令和 7 年 8 月 6 日 15 時から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海面（世界測地系）

イ	北緯 35 度 29 分 04.2 秒、東経 139 度 45 分 51.2 秒
ロ	北緯 35 度 28 分 54.2 秒、東経 139 度 45 分 57.8 秒
ハ	北緯 35 度 28 分 45.0 秒、東経 139 度 46 分 03.9 秒
ニ	北緯 35 度 28 分 41.2 秒、東経 139 度 45 分 55.2 秒
ホ	北緯 35 度 28 分 36.5 秒、東経 139 度 45 分 44.7 秒
ヘ	北緯 35 度 28 分 32.6 秒、東経 139 度 45 分 36.0 秒
ト	北緯 35 度 28 分 41.8 秒、東経 139 度 45 分 29.9 秒
チ	北緯 35 度 28 分 51.8 秒、東経 139 度 45 分 23.3 秒
リ	北緯 35 度 28 分 55.7 秒、東経 139 度 45 分 32.0 秒
ヌ	北緯 35 度 29 分 00.3 秒、東経 139 度 45 分 42.5 秒

3 標 識（別図参照）

上記区域には 10 基の灯浮標（標体：黄色、頭標：X 形 1 個、単閃黄光・毎 4 秒に 1 閃光・光達距離 5.5 キロメートル）が設置されている。

4 備 考

工事区域周辺には警戒船が配備されている。

警戒船には、「警戒船」の看板が掲げられている。(昼間)

警戒船には、青色閃光灯が掲げられている。(夜間)

航泊禁止区域

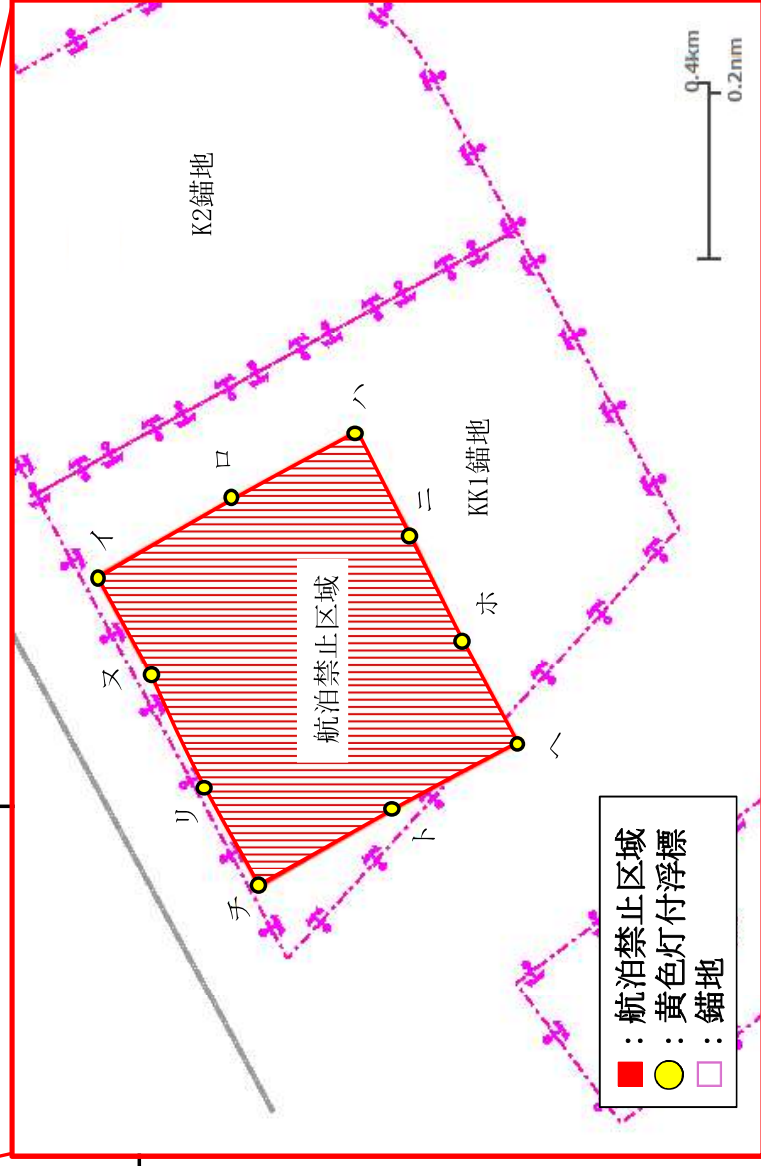
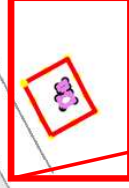


横浜市鶴見区

川崎市川崎区

横浜市神奈川区

横浜市西区



イ	北緯35度29分04.2秒、	東経139度45分51.2秒
ロ	北緯35度28分54.2秒、	東経139度45分57.8秒
ハ	北緯35度28分45.0秒、	東経139度46分03.9秒
ニ	北緯35度28分41.2秒、	東経139度45分55.2秒
ホ	北緯35度28分36.5秒、	東経139度45分44.7秒
ヘ	北緯35度28分32.6秒、	東経139度45分36.0秒
ト	北緯35度28分41.8秒、	東経139度45分29.9秒
チ	北緯35度28分51.8秒、	東経139度45分23.3秒
リ	北緯35度28分55.7秒、	東経139度45分32.0秒
ヌ	北緯35度29分00.3秒、	東経139度45分42.5秒